

雇用に悩む中小企業等の皆様へ

在籍型出向により、 コロナ禍における雇用維持と 人材不足を支援します。

在籍型出向とは…

いわゆる出向とは、出向元企業に在籍しながら、出向先企業と新たな雇用契約関係を結び、一定期間継続して勤務することをいいます。このうち、在籍型出向は、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結ぶものをいいます。

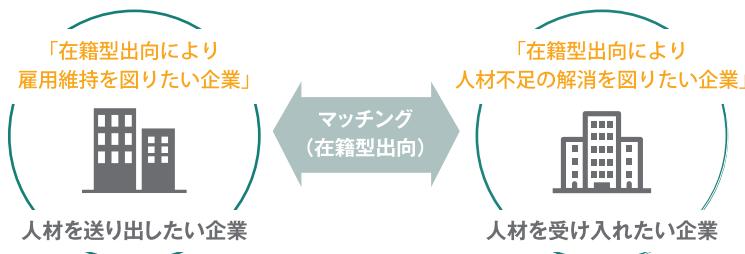
関東経済産業局、労働局、産業雇用安定センター、自治体が連携して「人材シェアマッチング」で貴社の経営をサポートします！

【こんなお悩みはありませんか？】

- ✓ 受注量の一時的な減少等により事業を縮小するが、雇用は維持したい
- ✓ 需要の急増により人材が不足している

【人材シェアマッチングを利用するメリット】

- ✓ 雇用を維持しながら人件費の抑制と人材のスキルアップを図ることが可能
- ✓ 必要に応じて一時的な人材確保が可能
- ✓ 送出、受入企業ともに要件を満たせば産業雇用安定助成金の活用が可能



- 受け入れ・送り出し双方のマッチングを専門家が支援します。
- 人材受け入れ希望企業は事業サイトで求人情報を公開できます。
- 人材送り出しを希望する企業は事業サイトから受け入れ先を探せます。

実施期間

令和4年

令和5年

5月～3月(予定)

支援対象となる企業

広域関東圏※に事業所を持つ中小企業等

※本事業の「広域関東圏」は茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の1都10県が対象地域となります。

人材シェアマッチング
希望企業募集中！

在籍型出向による送り出し受け入れをお考えのお企業を募集しています。
事業サイト「広域関東de人材シェア！」よりお申し込みください。
<https://kanto-share.meti.go.jp>



関東で見つける、新しい働き方

広域関東de人材シェア！

広域関東で人材シェア

検索

<https://kanto-share.meti.go.jp>

人材シェアマッチングの流れ

お申し込みいただいた貴社の情報をもとに、産業雇用安定センターから貴社へご連絡の上ヒアリングを実施し、マッチングサポートを開始します。

広域関東 *de* 人材シェア!
からお申し込み

(公財)産業雇用安定センター

ヒアリング

マッチング
サポート*

在籍型
出向の契約締結

在籍型出向
スタート

*マッチングサポート:情報を受けた(公財)産業雇用安定センターはまずは貴社本社所在都県内でマッチングを実施します。所在都県内に該当企業がない場合は、隣県へと範囲を広げ実施します。

(公財)産業雇用安定センターとは

企業間の出向や移籍を無料で支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、21万件以上の出向・移籍の成立実績があります。
センターHP:<http://www.sangyokoyo.or.jp/>



在籍型出向の具体例

[CASE1] 送出企業 | 観光バス会社

訪日外国人旅行客を専門としているが、観光バスが運行できない状況。バス運転手を解雇してしまうとコロナ後に新たに確保しようとしても難しいことは明らかなので、出向を活用して雇用維持を図りたい。

出向期間5か月
出向労働者2名

[CASE2] 送出企業 | 金属材料製造業

コロナの影響により需要が落ち込んでいる。熟練工の雇用維持を図りたい。

出向期間2か月
出向労働者13名

受入企業 | 精密部品運送会社

精密部品を専門として輸送しているが、運転手が慢性的に不足しており充足できていない。観光バスの運転手であれば、精密部品輸送に求められる丁寧かつ繊細な運転が期待できるので出向として受け入れたい。

受入企業 | 製麺業

これまで人手不足が続いている苦慮してきた。特に冬場の人員確保は深刻な問題。一時的な出向でもよいので、製麺作業員として受け入れたい。

「産業雇用安定助成金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して、一定期間の助成を行います。

【助成内容等】

労働者(雇用保険被保険者)を在籍型出向させることによりかかる次の経費について、出向元企業と出向先企業とが共同事業主として支給申請を行い、当該申請に基づきそれぞれの企業へ支給(申請手続は出向元企業が行う)。

○出向運営経費

出向元企業および出向先企業が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費等、出向中に要する経費の一部を助成。

○出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元企業が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先企業が出向者を受け入れるための機器や備品等の整備等の出向の成立に要する措置を行った場合に助成。

	中小企業	中小企業以外
助成率	出向元が労働者の解雇等を行っていない場合	9/10
	出向元が労働者の解雇等を行っている場合	4/5
上限額(一人一日当たり)		12,000円/日(出向元・先の計)

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当たり(定額)	
業種等による加算額	各5万円/1人当たり(定額)	

※産業雇用安定助成金に関する問い合わせは、以下にご連絡ください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター 電話番号 0120-603-999 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17655.html



「賃上げ促進税制」のご案内

賃上げ促進税制は、中小企業者等が、前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度です。

<適用要件>

◎通常要件:雇用者給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加していること

<税額控除>

→ 控除対象雇用者給与等支給増加額の15%を法人税額又は所得税額から控除

◎上乗せ要件①:雇用者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加していること

→ 税額控除率を15%上乗せ

◎上乗せ要件②:教育訓練費の額が前年度と比べて10%以上増加していること

→ 税額控除率を10%上乗せ

※税制に関する詳細は、右記の経済産業省ホームページを御確認ください。<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>

